

石川県公報

平成 25 年 3 月 21 日 (木曜日)

号外

(第 17 号)

目次

監査委員

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

1

監査委員

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

平成22年3月30日付け及び平成24年3月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月21日

石川県監査委員	山田省悟
同	盛本芳久
同	安田慎一
同	織田静代

第1 公表の範囲

平成21年度及び平成23年度包括外部監査の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

第2 公表の概要

(1) 平成21年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所属名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
長寿社会課	<p>(建物の登記について)</p> <p>平成2年に石川県社会福祉事業団から、石川県老人健康センター寿康苑の建物について無償譲渡を受けているが、長寿生きがいセンターの所有権登記は行われていない。</p> <p>長寿生きがいセンターは、石川県社会福祉協議会との統合について検討されているが、どのような形になるにせよ建物の登記関係についても整理することが必要である。</p>	<p>長寿生きがいセンターについては、平成24年10月31日で解散し、必要な事業は、石川県社会福祉協議会に移管した。</p> <p>また、建物については、県が社会福祉団体等の活動を支援するため、平成24年10月31日に社会福祉会館の別館として取得し、県名義での所有権保存登記を行った。</p>

(2) 平成23年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所属名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
南部家畜保健衛生所	<p>(重要物品について) 技術革新等により陳腐化したため、使用不可能な状態のものが数件存在しており、現場での管理者と備品台帳管理者が共通で認識する必要がある。</p> <p>また、使用不可能となった経緯をまとめ、今後の装置の購入に生かしていく体制も必要かと考える。</p>	<p>現場での管理者、備品台帳管理者による備品検討会を開催し、備品の使用の可否について再検討し、使用不可能な物品1品目を廃棄した。</p> <p>また、備品検討会において、病性鑑定機能の維持向上を図るために、機器の機能向上、最新の検査に対応した機器の新規購入並びに現存機器の更新を計画的に図ることとした。</p>
南部家畜保健衛生所	<p>(備品の点検について) 備品台帳で廃棄として処理されているにも関わらず、使用されていた備品があったことから、定期的に備品の点検を実施し、備品台帳の整備と備品の適切な管理が望まれる。</p>	<p>組織回転培養装置の廃棄取消手続きを実施し、使用不可能なパソコン8台を廃棄した。</p> <p>また、定期的な点検により、使用不可能な備品について適宜廃棄を行うこととした。</p>
社団法人石川県農業開発公社	<p>(農用地等貸付料未収金の内容について) 長期にわたり未収金として計上され、詳細の把握がなされていなかったことから、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>農用地等貸付料未収金を不納欠損として処理した。</p>
社団法人石川県農業開発公社	<p>(支払利息の土地価額算入について) 河北潟農用地については、支払利息相当分を期間費用として費用化せずに、取得価額に混在している状況である。</p> <p>今後発生する利息は、期間費用とするなど適正な処理となるよう、検討を行う必要があると考える。</p>	<p>平成23年度から利息を期間費用として適正な処理に改めた。</p>
社団法人石川県農業開発公社	<p>(正味財産増減計算書の計上金額について) 正味財産増減計算書の金額に誤りがあったことから、今後は総勘定元帳との数字の突合をすべきである。</p>	<p>平成22年度決算書類の修正を行い、理事会の承認を得た。</p> <p>平成23年度以降は、元帳と決算書類の突合を徹底することとした。</p>
社団法人石川県農業開発公社	<p>(価格変動引当金の設定根拠について) 引当金処理要綱を根拠に計上されているが、そもそも引当金の定義に該当せず、設定する根拠はなく、取りやめを検討すべきかと考える。</p>	<p>価格変動引当金については、引当金の定義に該当しないため、これを取りやめ、既存の引当金については、取り崩して繰越剰余金としていくこととした。</p>
社団法人石川県農業開発公社	<p>(固定資産台帳の整備について) 固定資産台帳を精査したところ、貸借対照表と突合しないなど実質的に機能しておらず、適正な管理であるとは考えにくい状況にある。</p> <p>固定資産については、取得価額で計上し、減価償却計算すべきであり、固定資産台帳での適正な管理が望まれる。</p>	<p>固定資産台帳を整備したところであり、今後適正な管理に努める。</p>

社団法人石川県農業開発公社	(消費税申告書の計算誤りについて) 特定収入の金額を誤って計算してしまったため、消費税を本来の納税額より多く納付している。 更正の請求をすれば、1年間遡っての還付請求は可能であるが、今後は数字確認をしっかり行うべきである。	平成22年度分について修正申告を行い還付処理を行った。
財団法人石川県林業公社	(雑収入の表示について) 業務委託契約を結び実施している事業の収入は、雑収入ではなく事業収益の中で受託料として計上することが適当である。	平成23年度決算において、業務委託契約を結び実施している事業の収入は、事業収益の受託料に計上した。
財団法人石川県林業公社	(土地台帳及び財産目録における土地面積について) 平成21年度の土地売却について、その金額は貸借対照表から減額しているが、土地台帳及び財産目録の実測面積は変更していないことから、改めるべきである。	土地台帳については、平成24年3月に修正し、財産目録については、平成23年度決算で修正した。
財団法人石川県林業公社	(特定引当金である森林損害てん補基金について) 当該引当金は設置要領を根拠に計上されているが、そもそも引当金の定義に該当せず、設定する根拠はないことから、取りやめを検討すべきかと考える。 ただし、有価証券と定期預金等は、特定の目的のために使途等を課された資産であることから、特定積立資産として管理していくことが望ましいと考える。	平成23年度決算において、引当金については取りやめ、有価証券等は特定積立資産として振替えた。
財団法人石川県林業公社	(分収育林引当金について) 設定根拠となる設置要領は存在せず、また、そもそも引当金の定義に該当しないことから、改善を検討すべきかと考える。	適切な会計処理となるよう、他県の会計処理方法も参考にして前受金として処理することとした。

